

第61回埼玉県食の安全県民会議 議事録

日時:平成30年9月13日(木)

場所:農業技術研究センター久喜試験場 講堂

I. 開会

委員 13名出席 / 傍聴者 3名

II. 食品安全局長挨拶

III. 議事

質疑応答

Q.【委員】

S-GAP2020の(評価)有効期間は、1年。(従来の)S-GAPは、3年ということでしょうか。

A.【事務局】

S-GAP2020を新設しましたが、(従来の)S-GAPは、3年が有効期間です。

東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が定めた「持続可能性に配慮した農産物の調達基準4」の要件を満たすGAPになります。

Q.【委員】

埼玉県内でのS-GAP実践農場数はどれくらいでしょうか。

A.【事務局】

平成30年9月7日現在375件認証しています。

Q.【委員】

S-GAP農場評価制度創設2年で実践農場数375件というのは、順調に導入が進んでいるのではないかと。

やはり大規模農家などでの導入しているのか。

A.【事務局】

県内農家は個人経営が多数を占め、決して多くはありません。民間企業でも取得は大手の割合が高くなっています。

Q.【委員】

個人経営農家への周知方法は

A.【事務局】

出荷集団を単位として周知に努めています。例えばお茶については、ボトリングメーカーで推進し、その他については、一戸一戸関心がありそうな農家に働き掛けをおこなっています。

Q.【(食品安全局長)】

消費者の立場から委員に伺います。

アパレルのGAPは知っている人が多いと思われませんが、通常こちらでのGAPというものは知らない人ばかりなのではないかと。もっと県なり、市町村なり、あるいは色々な関係機関がGAPについて強く消費者の皆さんにPRすべきなのではないかと考えています。

次に生産者の方に教えていただければと存じます。

先ほど視察したイオン埼玉久喜農場やトヨタの看板方式などのように、グローバル開発を進めるにあたり、やはりGAP取得は必要ではないでしょうか。埼玉のS-GAPくらい、県内農家は取得すべきではないかと思えます。

A.【委員】

HACCPは消費者団体へ浸透し制度化が進んでいるが、GAPは義務化されていないことも選り、まだ認知度が低い。

HACCPとGAPは別物ではなく、安全安心を踏まえる一連の経路として、連続し取り組む必要がある。どのようにつながっているかという、例えば野菜であれば安全に期する生産・入荷出荷過程まで、生産現場から消費者の手元に届くまでを実施することが必要である。

GAPに取り組もうとする人たちに分かりやすい資料を作成提供するべきである。

A.【委員】

支援については色々な方法がある。

例えば「DASH村」などが一番分かりやすいコマーシャルでは。

G-GAPについては、見学したイオン農場のように、単一品目を栽培する工場のような施設であれば取得しやすい。露地栽培の場合には、経費がかかりすぎるのでS-GAPを取得した方がよいと思う。

農業従事者の平均年齢は75歳となっており、今後10年間でリタイヤする人が増加する。これに伴い、GAPに対する考え方も変わってくるのではないか。このような状況を踏まえ、実のあるものを実践することが重要である。